

2040年を見据えた新たな視点

3つの新たな視点を踏まえて、確保・定着・育成に向け総合的に取り組んでいく

【3つの視点】

働きやすい職場環境の醸成

介護現場のマネジメント改革

地域の特色を踏まえた支援の拡充

確保

多様な人材の参入促進

～学生、主婦、元気高齢者及び離職者等向け～

■介護人材確保対策事業

- ・職場体験
- ・資格取得支援
- ・就業促進事業

～未経験者向け～

■介護の仕事就業促進事業

新

～新卒者等若者向け～

■介護職員奨学金返済・育成支援事業

育成・定着含

定着

職場環境の改善

■介護現場改革促進事業

- ・デジタル機器導入支援
- ・次世代介護機器導入支援
- ・人材育成支援
- ・組織・人材マネジメント支援

■東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

- ・キャリアパス導入促進事業
- ・専門人材・定着促進助成

育成含

■介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

確保含

■介護現場におけるハラスメント対策事業

育成

資質の向上

■現任介護職員資格取得支援事業

■代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

■介護職員スキルアップ研修事業

■介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

住宅費の負担軽減

■東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業

拡

■介護職員の宿舍施設整備支援事業

区市町村の取組支援

■東京都区市町村介護人材対策事業

拡

■高齢包括補助事業

- ・東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業
- ・外国人介護従事者等に対する日本語学習支援事業

■介護事業者の地域連携推進事業

外国人材の受入れ環境整備

■外国人介護従事者受入れ環境整備事業

外国人介護従事者受入れセミナー

外国人介護従事者指導担当職員向け研修

介護施設等による留学生等受入れ支援事業

■経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業

■外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業

介護人材不足が深刻化する中、さらなる確保策が重要 → 採用のハードルが高い他業種からの未経験者の入職を積極的に促進していくことが必要

未経験者の介護業界への就業の課題

求職者側の課題

介護現場に対する**マイナスイメージや不安**があり、他業種から介護業界を選択することに高いハードル

介護事業所側の課題

介護の仕事の魅力を適切に訴求できていないなど、未経験者に対する**採用力が不足**

未経験者を戦力として育てるために必要な**採用後サポートが不十分**で、未経験者の**定着率が低い**

事業概要

介護以外の幅広い業種の職業紹介実績を有する民間企業のノウハウを活用し、インターンシップからマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、未経験者の介護業界への就業を促進する。

また、介護事業所に対して仕事の魅力を伝える工夫や定着に向けたOJT等を支援し、未経験者を受入れるためのノウハウを事業所間に広げていくことにより、未経験者の介護業界への円滑な中途入職・定着を促進する。

<事業規模>

- ・インターンシップ参加者 1,000人
→ 就業者数目標 参加者の10%程度
- ・参加介護事業所数 800か所程度

<本事業のポイント>

1. 介護の仕事にまだ興味を持っていない層に対するアプローチ

これまで他業界で就業しており介護業界に興味を持っていなかった層に対し、カウンセリングやインターンシップ等を通して介護業界への就業を促進

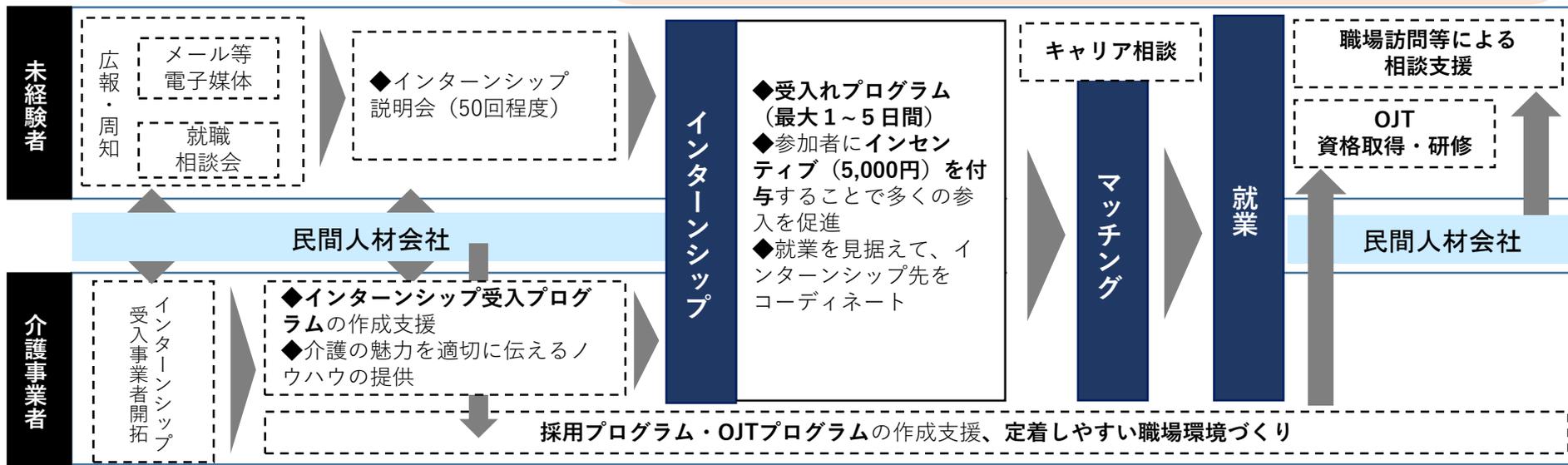
2. 求職者と求人事業所の双方を支援

求職者に対する就業支援のほか、受入れプログラムの作成ノウハウ提供やOJT支援など、介護事業所の採用・定着体制構築も支援

3. 幅広い業種の職業紹介実績を有する民間企業のノウハウを活用

多種多様な業界に精通した民間企業に委託することにより、視野の広い転職支援ノウハウを活用

<事業の流れ>



介護職員処遇改善支援補助金(案)

別紙 2

検討中

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)

◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎ 取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
 - ・ 上記かつ、令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っている事業所(事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能)
 - ・ 賃上げ効果が継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする(4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。)
- ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎ 対象となる職種

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

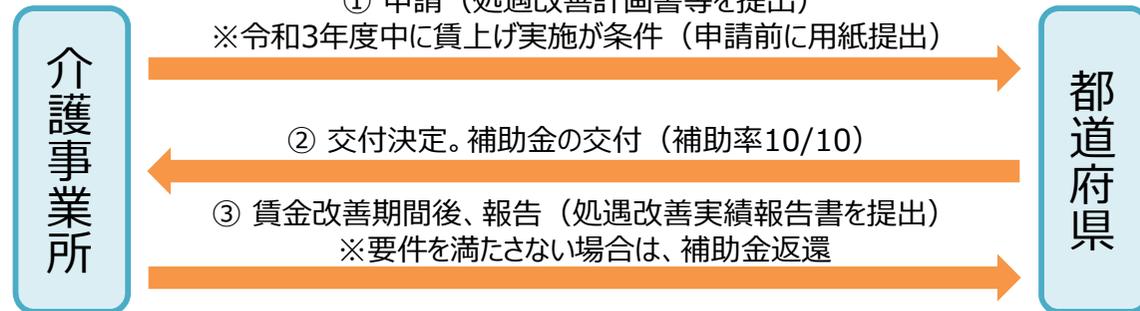
◎ 交付方法

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約999.7億円)。

◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 賃上げ開始月(2・3月)に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を毎月分交付
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



介護ニーズの増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供できるよう、生産性向上に取り組む介護事業者を支援

介護事業所における生産性向上の取組に向けた課題

機器導入や人材育成のための仕組みづくりといった環境整備に対する費用負担が重いこと

生産性向上に取り組むための組織体制が不十分であること

I 職場環境整備

2つの施策

II 組織・人材マネジメント

機器導入や人材育成の仕組みづくりという生産性向上に資する職場環境を推進

生産性向上を推し進める、マネジメント力の強化

1 デジタル機器導入促進支援事業

- ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、Wi-Fiルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要なネットワーク機器等の購入等に係る経費の補助

1 生産性向上の普及啓発：

- ガイドラインを活用した生産性向上セミナー（働きやすい職場環境づくり含）

2 次世代介護機器導入促進支援事業

- 移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の機器の購入、見守り支援機器導入に伴う通信環境整備等に係る経費の補助

2 個別相談：専門家による生産性向上の取組に向けた個別支援

3 機器の活用・定着に向けた支援：

- ① デジタル機器及び次世代介護機器の導入前後セミナー
- ② 次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設を育成するためのセミナー
- ③ 上記②の施設見学会、機器展示スペースの設置及び専門家による相談窓口の設置

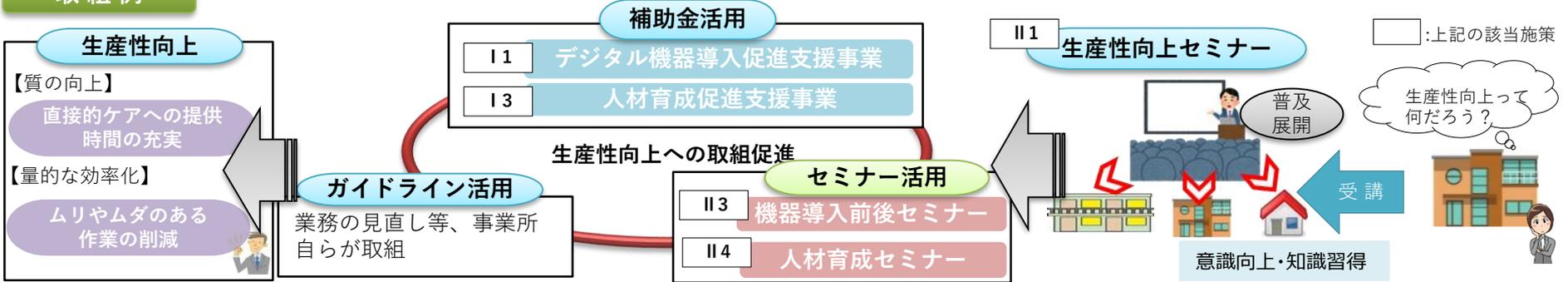
3 人材育成促進支援事業

- 人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費、研修受講経費等人材育成に関する経費に対する補助

4 人材育成に向けた支援：

- ① 人材育成の必要性、仕組みづくり等ノウハウを提供するセミナー等
- ② 専門家による相談窓口の設置（上記3③と同様）

取組例

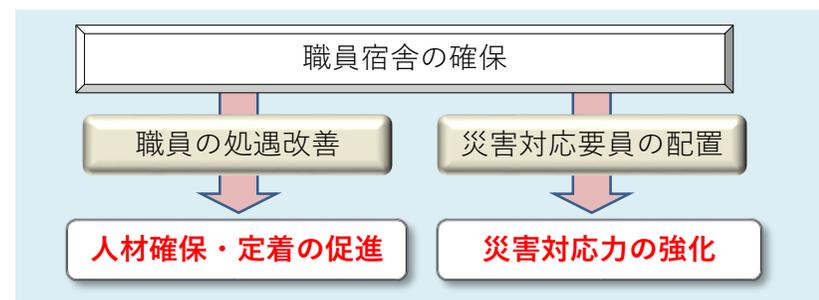


効果

改革された新しい介護現場は、質の高い介護サービスを継続的に提供できるとともに、介護業界のイメージの刷新となる等、魅力ある業界として発信することができ、人材の確保につながる。

拡充の方向性

- 介護人材の不足が深刻化する中、更なる人材の確保・定着を促進
 - 福祉避難所要件を満たさない事業所への支援を拡充
- 地域の災害対応力の強化
 - 在宅事業所に対応した新たな災害時対応の要件を設定



拡充内容

【現行事業内容】福祉避難所の指定を受けている事業者が介護職員の宿舎を借り上げた場合、経費の一部を補助
 (基準額) 宿舎1戸当たり 月82,000円
 (補助率) 7/8 (補助上限戸数) 定員に応じて最大20戸

	現行	見直し後	
災害時対応要件	福祉避難所	福祉避難所	区市町村との災害時協定 (安否確認、災害時のサービス提供等) —
対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等 災害対応要件非該当 その他介護事業所
補助上限戸数	定員に応じ 最大20戸	定員に応じ 最大20戸	
補助率	7/8	7/8	1/2